

2026 年 9月28日

お客さま 各位

呉 信 用 金 庫

当座勘定規定および各種預金規定の改定について

平素は呉信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、手形・小切手機能の電子化に向けた取組の実施に伴い、当座勘定規定および各種預金規定を下記のとおり改定いたします。

なお、改定後の規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定する規定

- | | |
|--------------------|------------|
| ・ 当座勘定規定 | ・ 通知預金規定 |
| ・ 当座勘定規定（専用約束手形口用） | ・ 納税準備預金規定 |
| ・ 普通預金規定 | ・ 定期預金共通規定 |
| ・ 貯蓄預金規定 | ・ 定期積金規定 |

2. 改定概要

- ① 手形・小切手の振出期限の設定
- ② 他行庫を支払地とする手形・小切手の入金扱いの受付終了
- ③ 自己宛小切手の発行終了
- ④ 専用約束手形口用当座勘定の取扱終了

なお、改定内容の詳細につきましては、別紙の新旧対照表をご確認くださいようお願い申し上げます。

3. 改定日

2026年10月1日（木）

以上

新旧対照表（当座勘定規定）

改 定 後	改 定 前
当座勘定規定	当座勘定規定
1. （当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 <u>ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 7. （手形、小切手の支払） (2) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 8. （手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026年9月30日までに振出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。</u> 13. （支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。	1. （当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 7. （手形、小切手の支払） (2) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 8. （手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 13. （支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>

17. （振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (1) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> 18. （線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶することがあります。</u>	17. （振出日、受取人記載もれの手形、小切手） (3) 手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 18. （線引小切手の取扱い） (1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押捺があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。
---	---

新旧対照表（当座勘定規定）

改 定 後	改 定 前
約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、記入してください。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 <u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 以下省略	約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 為替手形用法 4. 振出日、支払人、受取人の記載は手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 小切手用法 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。 以下省略

新旧対照表（当座勘定規定（専用約束手形口用））

改 定 後	改 定 前
当座勘定規定（専用約束手形口用）	当座勘定規定（専用約束手形口用）
1. （当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 <u>ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 7. （手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 8. （手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 <u>ただし、2026年9月30日までに振出してください。</u> 15. （振出日、受取人記載もれの手形） (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。 もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払いを拒絶す</u>	1. （当座勘定への受入れ） (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）も受入れます。 7. （手形の支払） (1) この当座勘定からは、呈示期間内に支払のため呈示された専用約束手形にかぎって支払います。その他の手形、小切手の支払はしません。 8. （手形用紙） (1) 当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 15. （振出日、受取人記載もれの手形） (1) 手形を振出す場合には、手形要件をできるかぎり記載してください。 もし、振出日または受取人の記載のない手形が呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。

新旧対照表（当座勘定規定（専用約束手形口用））

改 定 後	改 定 前
<u>ることができるものとします。</u> 27. <u>（新規取扱）</u> <u>2026 年 10 月 1 日以降は、新規取扱を廃止します。</u> 約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 以下省略	約束手形用法 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 以下省略

新旧対照表（普通預金規定）

改 定 後	改 定 前
普通預金規定 2. （証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 以下省略	普通預金規定 2. （証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 以下省略

新旧対照表（貯蓄預金規定）

改 定 後	改 定 前
貯蓄預金規定 2. （証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 以下省略	貯蓄預金規定 2. （証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 以下省略

新旧対照表（通知預金規定）

改 定 後	改 定 前
通知預金規定 3. （証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 <u>ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 以下省略	通知預金規定 3. （証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 以下省略

新旧対照表（納税準備預金規定）

改 定 後	改 定 前
納税準備預金規定	納税準備預金規定
1. （証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 <u>ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> 以下省略	1. （証券類の受入れ） (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。 以下省略

新旧対照表（定期預金規定共通）

改 定 後	改 定 前
1. （証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取消のうえ）、当店で返却します。 以下省略	1. （証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳式の場合は、通帳の当該受入れの記載を取消のうえ）、当店で返却します。 以下省略

新旧対照表（定期積金規定）

改 定 後	改 定 前
定期積金規定	定期積金規定
2. （証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行庫を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。 以下省略	2. （証券類の受入れ） (1) 小切手その他の証券類を受け入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。 (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、掛金になりません。不渡りとなった証券類は通帳の当該払込み記載を取消したうえ、当店で返却します。 以下省略